



令和2年1月 22 日に令和元年度文化財防火訓練が、中城村及び北中城村教育員会主催のもと、世界遺産「中城城跡」と国指定重要文化財「中村家住宅」で行われました。

本訓練は、昭和 24 年1月 26 日に法隆寺金堂壁画が焼損したことから、1月 26 日を「文化財防火デー」と定め、毎年この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守ることを目的とした「文化財防火運動」を全国的に展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図るとともに、文化財の火災予防対策を推進しています。

本年度は、4月のフランスのノートルダム大聖堂での火災及び 10 月 31 日の那覇市の首里城跡での火災を受け、関係機関（教育委員会・城跡共同管理協議会・中村家住宅）と消防とが連携を図りながら文化財の防火対策等に一層の推進が図られるよう取り組んでいるところです。

中城北中城消防組合

〒901-2314 北中城村字大城404番地

TEL 098-935-4747 FAX 098-935-3338

URL <http://www.nakakita-fd-okinawa.jp/>



令和二年消防出初式

令和二年一月六日に、毎年恒例となる消防出初式が開催されました。今年も、地域の皆さまにご参加いただいた「催し物の部」、関係各位のご出席を賜った「式典の部」の二部構成で執り行われました。

「催し物の部」においては、たくさんの方の子ども達のにぎやかな声で活気と笑顔があふれ、「式典の部」では、消防職団員合同の特別点検から始まり、新垣邦男副管理者（北中城村長）の開式の辞、浜田京介管理者（中城村長）の訓示、沖縄県知事、沖縄県消防協会会長、当消防組合議長から来賓挨拶を賜り、新たな年においても災害への備えを怠ることのないよう気を引き締める機会となりました。また、北中城村立喜舎場保育所のアトラクションとして獅子舞を披露してもらい和やかな時間を創出していただき、展示訓練として消防団員によるポンプ車操法訓練・消防職員による二階建て住宅火災防ぎ訓練では、日頃の訓練の成果を住民の皆様へPRする機会となり、盛況のうちに閉式を迎えることができました。

催し物の部



式典の部



優良消防団員表彰

令和二年一月六日、当消防組合出初式の式典において、「優良消防団員」として、左記の団員が表彰されました。

○沖縄県中部地区支会
永年勤続表彰（十年）
中城北中城消防組合消防団員
団員 比嘉有志（中城村）



退団団員

○比嘉 善徳 分団長
令和元年十月三十一日付で退団しました。
○比嘉 保貴 団員
令和元年十月三十一日付で退団しました。
○富山 竜也 団員
令和元年十月三十一日付で退団しました。

新団員のお知らせ



島袋 匠
《プロフィール》
中城村在住
令和元年
十月一日入団

自然災害が増えている現在、地域の為に自分の出来ることがしたいと考え入団しました。消防団に入る事で地域の役に立てる人間になりたいです！



篠田 宇希
《プロフィール》
北中城村内勤務
令和元年
八月一日入団

横浜から参りました。日頃鍛えている肉体を地域に貢献したく入団しました。地域のために精一杯汗をかきたいです！よろしくお願いします。



黒島 秀郎
《プロフィール》
北中城村在住
令和元年
八月一日入団

日々の団訓練活動を行い自分に何が出来るか、活動を通して防災意識を高め、地域貢献して行きたいと思います。



消防団の活動について



消防団操法大会 優勝!!

令和元年九月二十七日、沖縄県消防協会主催の第四十五回沖縄県消防協会中部地区支会消防団操法大会が沖縄県消防学校で開催されました。消防団操法大会とは、消防団員が迅速、確実かつ安全に行動するため定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会です。

中北消防団は日頃の訓練で培った力を発揮する為、四種目の操法に出場しました。その結果は見事に応用操法の部優勝（比嘉有志、比嘉善徳、比嘉竜己）、小型ポンプ操法女子の部二位（徳村江美子、與儀亜衣林、知念成名美、宮里留偉）、男子の部三位（新垣紀仁、平良博俊、宮里龍一、外間達）の好成績を収めることができました。また、中部地区代表として臨んだ県操法大会（応用操法の部）では、中北消防団「初」となる県大会優勝という快挙を成し遂げました。特に今回は、四十年近く消防団としての活動を続け、令和元年十月三十一日をもって退団となった「比嘉善徳分団長」の最後の大会となり、有終の美を飾る素晴らしい結果となりました。



有終の美を飾った 比嘉善徳分団長



消防団 消防学校研修

毎年、消防団員向けの教育訓練として、沖縄県消防学校へ消防団員の研修派遣を行っています。今年度の研修は、沖縄県でも「初導入」となる試みが二つあり、中北消防団からも参加してもらいました。一つ目は、「オフロードバイク研修」。これは消防団の災害対応能力向上を図ることを目的とし、不整地（整備されていない荒れた地面）でも通行可能なオフロードバイクの教育訓練です。二つ目は、「ドローン研修」。こちらは、人が容易に近づくことができない場所での状況把握や検索が可能なドローンの教育訓練です。どちらも、その特性・法令を学ぶ座学、点検・基本操作を学ぶ実技を取り入れたカリキュラムとなっております。今後の現場活動が期待されています。地震・津波等の自然災害が多発する現在、消防力の向上は必要不可欠なものとなっています。消防職員以外に、地域で仕事を持ちながら消防活動が行なえる消防団員の力がますます必要な時代となっています。



オフロードバイク研修



ドローン研修



※入団希望者は消防本部（総務課）まで！

総務課：TEL098-935-4748

消防団に関する詳しい情報は…

消防団

検索

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/>



平成30年度消防決算について

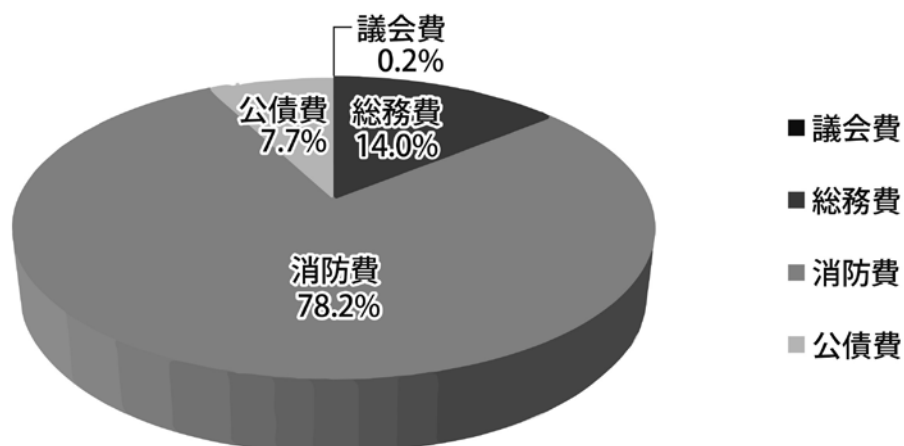
平成30年度の決算額は歳入が506,811千円、歳出が500,684千円であり、前年と比べると歳入が△13,530千円の2.6%減、歳出が△13,642千円の2.7%減となった。

実質収支は、6,127千円で111千円の黒字となった。財政調整基金では952千円の取り崩しがあった。歳出予算額減の要因としては、平成30年度において退職手当特別負担金の歳出に該当する職員がいなかったことが主な要因であり、歳入についても同様に退職手当特別負担金の歳出に該当する職員がいなかったことによる構成村からの負担金減が主な要因である。性質別にみると、補助費と扶助費で増がみられたが、その他については減となっており、前年度に比べ歳出全体としての減額となった。

(単位：千円)

歳入決算	平成30年度 決算額A	平成29年度 決算額B	増減額 C=A-B	増減率 C/B×100	構成比 A/歳入合計
分担金及び負担金	486,308	494,538	△8,230	△1.7	95.95
使用料及び手数料	421	536	△115	△21.5	0.08
国庫支出金	291	0	291	皆増	0.06
県支出金	0	0	0	0.0	0.00
財産収入	3	6	△3	△50.0	0.00
繰入金	952	952	0	0.0	0.19
繰越金	6,016	11,613	△5,597	△48.2	1.19
諸収入	12,820	12,696	124	1.0	2.53
地方債	0	0	0	0.0	0.00
歳入合計	506,811	520,341	△13,530	△2.6	100.00

歳出決算	平成30年度 決算額A	平成29年度 決算額B	増減額 C=A-B	増減率 C/B×100	構成比 A/歳出合計
議会費	945	943	2	0.2	0.19
総務費	69,905	77,332	△7,427	△9.6	13.96
消防費	391,392	391,334	58	0.0	78.17
公債費	38,442	44,717	△6,275	△14.0	7.68
歳出合計	500,684	514,326	△13,642	△2.7	100.00



消防職員意見発表会

令和二年一月二十三日に沖縄県消防職員意見発表会が行われ、職務を通じての体験、業務に対する提言や取り組みべき課題等について各消防本部の代表者が発表しました。中城北中城消防本部からは、交替制勤務で消防救急業務に従事している宮城英一郎消防士長が代表として「勇気と自信で命を繋ぐために」と題し、子供たちへの救命活動の普及について発表しました。

「勇気と自信で命を繋ぐために」



宮城英一郎
消防士長

私は消防歴八年目になります。さまざまな救急現場を経験し、救急救命士として成長することができました。私の経験上、心肺停止から完全社会復帰した事例は多くはなく、救急隊が高度な処置を施し病院へ搬送しても、助かる命はわずかです。これからはその場に居合わせた人、つまりバイスタンダーから受け継いだ命を「助かることのできる、当たり前の命」にしたい。そのためにも、バイスタンダーの育成が必要不可欠です。

私の所属では、救命講習会を開催し心肺蘇生法の普及に努めています。その他、出張救命講習会や中学生、高校生のインターンシップの際に行っていますが、受講者のほとんどが成人で継続的に受講している方はごくわずかです。救命講習会をとおして受講者からよく耳にするのは、胸骨圧迫に対して恐怖心や抵抗感があるということです。骨を折ってしまうのではないかと、間違った場所を押して状態を悪くしてしまうのではないかなど不安な意見ばかりでした。その場では、「心臓を動かすことが一番大切なので心臓を押し続けましょう」と伝えますが、不安は払拭できていないように感じます。完璧な胸骨圧迫をしようとするあまり、肩に力が入ってしまっているのです。理解はしているが上手く体が動いていない、「とても惜しい」と感じます。このような経験から救命講習を義務教育に取り入れ、当たり前のように心肺蘇生法ができる環境を作りたい。これでバイスタンダーの数は確実に増加し、継続的に知識と技術を磨くことができます。万が一の場合、誰もが自信をもって救命に携わることができるのではないのでしょうか。命を助けることは、子供たちにとって最初は困難なことかもしれませんが、まずは命の大切さについて興味を持ってもらうために、気楽な気持ちで救命講習を始めるのも一つの

方法だと思っています。子供たちの理解力や吸収力はとてつもなく、無限の可能性があると私は信じています。若年時から命の大切さ「命どう宝」を心にはぐくむことが救命率の向上に繋がります。

いづつで、誰が倒れるかわかりません。それがあなたにとって大切な人だったらどうしますか。これからは少しでも早く救命講習を義務教育に取り入れ、継続的に学べる環境作りが必要です。

救急車の適正利用について

年々、救急件数は増加の一途を辿っています。その中でも軽症者の救急要請が増えており、重症者への対応が遅れる可能性が懸念されます。限りある救急資源を本当に必要としている方に使う為にも今一度、適正利用のご協力を宜しくお願いします！

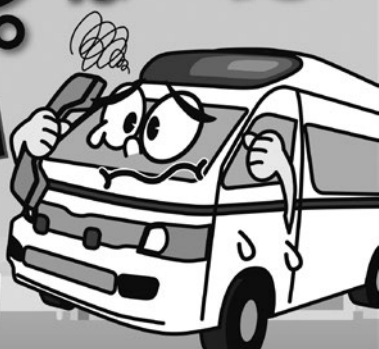
※緊急の場合は迷わず119番通報して下さい。

救急車は タクシーではありません。 ありません。

このような症状での、
気楽な119番は
お控え下さい。



救急車は限りある資源
でも、こんな時は
迷わず119番



- 大ケガ
- 胸が激しく痛む
- 突然の激しい頭痛
- 意識がない

防災フェア

令和元年十一月九日（土）に、県営中城公園で秋の火災予防運動の一つとして、防災フェアを実施しました。

内容は消火器取り扱い訓練、住宅用火災警報器に関する掲示、着衣着火対応訓練を行ったほか、子ども達も楽しめる防火クイズ、防火服の着用体験や高さ十三・七メートルへ届く多目的消防自動車への搭乗体験を実施しました。多くの方に参加していただき、火災をどう防ぐか、また、火災が起きた場合どう対処するかを考えていただける場となりました。今後多くの住民の方の参加をお待ちしております。



救急・防災フェア

「防災の日」（九月一日）及び「救急医療週間」（九月八日～九月十四日）の普及活動の一環として、地域住民に対し防災及び救急医療に対する正しい理解と認識を深め、災害発生時における心構えと対処法の普及を図ることを目的とし、九月一日にイオンモール沖縄ライカムで「救急・防災フェア」を実施しました。

今回の開催で三回目となり、救急体験やMVF搭乗体験、ペーパークラフト作成などその他多くのブースを催し、例年以上の来客数及び盛り上がりとなりました。

今後も楽しみながら継続していきますので是非、足を運んでいただけたらと思います。



自助・共助普及 講話の実施

皆さんは自主防災組織をご存知でしょうか？自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。

大災害時には、私たち消防や警察、自衛隊、村役場等、公的機関の人員が足りず、助けに行きたくても、すぐに向かうことが出来ないと考えられています。一人一人が普段から災害に備えておくことや、また、地域住民で協力しあうことで助かる命があります。

是非、皆さんも自主防災組織に参加を！講話依頼は警防課の方までご連絡下さい。



中部徳洲会病院 テロ対応訓練

令和元年十一月三十日（土）に中部徳洲会病院敷地内で同院が主催した「テロ対応訓練」に参加しました。大型ショッピングモール正面玄関で爆破テロが発生したとの想定内容で模擬傷病者を約四十名設け、参加機関も三消防本部、五病院など合計十二機関が参加した大規模な訓練となりました。その結果、日頃行うことが困難な連携活動訓練が実施でき非常に有意義な経験となりました。

今後もこのような訓練を続け、万が一、災害が起きた際に被害を少しでも減らすこと（減災）が出来るよう精進していきます。



違反対象物の公表制度



違反対象物の公表制度とは、建物を利用する方が火災危険性に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、**重大な消防法令違反**がある場合、その建物の所在地、名称、違反内容などをホームページで公表する制度です。

公表の対象となるのは、消防法令上「**特定防火対象物**」として位置づけられている、映画館、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物で、火災を早期に発見できる「**自動火災報知設備**」、初期消火に有効な「**屋内消火栓設備**」や「**スプリンクラー設備**」の設置義務がありながら取り付けていない建物が対象になります。

本制度は、令和2年4月から当消防本部でも運用開始いたします。現時点において、当該設備の設置義務がありながら取り付けていない建物の所有者様へ設置義務違反による火災の危険性を把握してもらうと同時に、利用者が安心して建物を利用できるよう、速やかに設備を設置し検査を受けていただくようお願いいたします。

違反対象物情報は消防本部のホームページで公表されます。



火事の見張り役!! 住宅用火災警報器!!

住宅火災では、「**逃げ遅れ**」が原因で死亡するケースが非常に多く、なかでも寝ていることで逃げ遅れる危険性が高くなっています。そのため、寝ている時にでも火災に気付くよう、「**寝室**」へ住警器の設置が有効なのです。

また、煙は階段を通じて上階へ広がることから、上階の部屋に煙が充満する前に警報を発して避難を促すため、「**階段**」への設置も義務付けられています。(※上階にも寝室がある場合)

あわせて、「**消火器**」も設置すると被害を最小限に抑えることができます。



住宅用火災警報器は、
10年を目安に、とりかえ!
わが家と家族を守る基本です。

住警器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。**10年**を目安に本体ごと取り換えることをおすすめします。設置時期を調べるには設置した時に記入した「**設置年月**」または、本体に記載されている「**製造年**」を確認してください。

定期的に家族で作動確認し、音を聞きましょう!

正常な場合は?

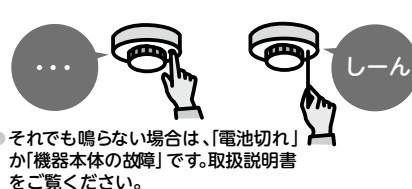
正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



注) 警報音はメーカーや製品により異なります。

音が鳴らない場合は?

電池がきちんとセットされているかご確認ください。





防火対象物関係者の皆様へ 消防用設備等の点検報告はあなたの義務です！



消防用設備等は、いつなにか火災が発生しても確実に機能を発揮する必要があり、日頃の維持管理が重要です。このため、消防法で消防用設備等の設置義務のある建物の関係者（所有者・管理者・占有者）には設置している消防用設備等を定期的に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

Q&A

Q1. 消防用設備等ってなに？

A. 身近にあるものとして、消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯などがあります。



Q2. 点検や報告の時期は？

A. 点検の内容に応じて、次のように定められています。

- ・機器点検：6か月ごと(外観や機器の機能を点検します。)
- ・総合点検：1年ごと(機器を作動させ総合的な機能を確認します。)
- ・報告期間：防火対象物の用途に応じて定められています。

・特定用途防火対象物：1年に1回 飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物

・非特定用途防火対象物：3年に1回 共同住宅、事務所、学校、工場など、特定の方が利用される建物

Q3. 点検はどこに依頼したらいいの？

A. 電話帳やインターネット等に掲載されている消防用設備や保守点検の会社情報を参考にしてください。

Q4. 点検報告を行わなかった場合、罰則はあるの？

A. 消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかった場合(点検結果の報告をせず又は虚偽の報告)は、**30万円以下の罰金又は拘留**に処されることがあります。(消防法第44条第11号)また、その法人に対しても上記の罰金が処されます。(消防法第45条第3号)

いいかげんな点検を
行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定、
適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

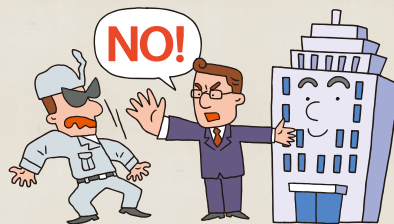
点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行われなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適切な点検が行われているかを確認するよう指導されています。※(平成11年消防予第145号)



不適切な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適切な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を！

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。
点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の方々にも周知徹底を！



トラブル防止のポイント！

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。